

ID: 188

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	聖籠町公共物管理条例 第12条第1項及び第2項		
例規番号	平成14年 条例第1号		
<p>【根拠条文】 (監督処分)</p> <p>第十二条 町長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例に基づく許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した工作物を改築若しくは除去させ、若しくは公共物を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>一 この条例又はこの条例に基づく許可の条件に違反している者</p> <p>二 詐欺その他不正な手段により許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号の一に該当する場合には、この条例に基づく許可を受けた者に対し前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>一 他の法令の規定による行政庁の許可若しくは認可その他の処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>二 町において、当該公共物に係る工事を施行し、又は使用する必要があるとき。</p> <p>三 その他公益上必要と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日